

36 中央大学学則改正 (明治三十九年七月)

(欄外注記1) 明治卅九年七月十四日出  
(欄外注記2) 第二部学務課主任属秋元雄次(印)

知事 第二部長 学務課長(渋谷印) (岩田印)

学則改正願書進達

三十九年七月十二日受付  
午二甲 八二二七号

一、私立中央大学学則中改正願書

(朱書)  
〔主任〕(岩田印)

右第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達スルモノトス

(朱書)  
〔別紙指令書第四式經由印ヲ捺シ

神田区役所へ送付スルモノトス〕

(理由)

(欄外注記3)

- 一、研究科、本科、専門科及予科ヲ置ク
- 一、左ニ掲クル者ハ中央大学法学士ト称スルコトヲ得
- 一、本科卒業者
- 二、研究科卒業者

- 三、旧東京法学院高等法学科卒業者
- 四、旧東京法学院大学研究科卒業者

一、入学資格改正

以上改正ノ重ナルモノ

午雜專四二〇号

私立中央大学理事

法学博士 菊池武夫

本月十日付申請私立中央大学学則中改正ノ件認可ス

明治三十九年七月廿四日

文部大臣 牧野伸顯

(欄外注記1)

〔收受午二甲八二二七号〕〔判決七月十六日〕〔施行七月十六日〕

(欄外注記2)

〔完結〕〔三十九年八月二十七日〕〔主任直達〕〔第二部長〕〔学務課長(渋谷印)〕

(欄外注記3)

〔判決七月二十八日〕〔施行七月三十日〕

〔明治三十九年第一種文書類纂 学事 私立各種学校 第三

627 B5 24〕